

Q & A

Q 中学・高校教員による介護の間違ったイメージの植え付けを防ぐため、教員に対しての説明会を行いたいのですが、対象となりますか？

A 教員に対して説明会を行うことにより、学生に介護の仕事内容や、やりがい等の正しいイメージを持ってもらうことは、若年世代の介護人材確保に向けた取組となるため、対象となります。

Q 中学校・高校ではなく、小学校での介護体験会や説明会は対象となりますか？

A 介護体験会や説明会の内容が介護人材確保に向けた取組であると認められるものであれば対象となります。

しかし、自分の進路をより明確に検討している中学生・高校生に対して実施することが望ましいと考えます。

Q 出前講座や説明会を2回以上実施する場合、実施回数ごとに申請を行うのですか？

A 2回以上対象事業を実施した場合であっても、補助対象期間の4月1日から3月31日までの間に実施したのであれば、申請の回数は一回となります。

Q 現地の留学予定者に対して、説明会を行う予定ですが、説明会後に留学予定者が日本への留学を中止した場合、補助金の交付は取り消されるのですか？

A 対象事業（現地での説明会等）を行った結果、留学予定者が留学を中止した等により実績が出なかった場合でも、補助金の交付決定が取り消されることはありません。